無形固定資産															
海底線使用権															
衛星利用権															
施設利用権															
ソフトウェア															
のれん															
特許権															
借地権															
リース資産															
その他無形固定資産															
無形固定資産合計															
電気通信事業固定資産合計															

注１　「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項の表１の項イに掲げる機能を、「ＭＮＰ転送機能」は同表１の項ハに掲げる機能を、「ＳＭＳ伝送交換機能」は同表１の項ニに掲げる機能をいう。

２　「音声伝送役務」の欄には、携帯電話に係るもののみを記載すること。

３　第二種指定電気通信設備接続料規則第16条第１項の規定に基づき接続料を設定する場合は、自らの第二種指定電気通信設備接続会計規則別表第二の役務別固定資産帰属明細表の帳簿価額及び共同設定者の同表の役務別固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として算定された額を記載すること。

２　データ伝送役務

（単位：円）

	実績値（事業年度）									参考値（事業年度）			予測値（事業年度）		
	データ伝送交換機能			その他			合計			データ伝送交換機能			データ伝送交換機能		
	期首値	期末値	平均値	期首値	期末値	平均値	期首値	期末値	平均値	期首値	期末値	平均値	期首値	期末値	平均値
電気通信事業固定資産															
有形固定資産（帳簿価額）															
機械設備															
空中線設備															
施設利用権															
ソフトウェア															
のれん															
特許権															
借地権															
リース資産															
その他無形固定資産															
無形固定資産合計															
電気通信事業固定資産合計															

注１　「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項の表１の項イに掲げる機能を、「データ伝送交換機能」は同項ロに掲げる機能を、「ＭＮＰ転送機能」は同項ハに掲げる機能を、「ＳＭＳ伝送交換機能」は同項ニに掲げる機能をいう。

２　「音声伝送役務」の欄には、携帯電話に係るもののみを記載すること。

３　「データ伝送役務」の欄には、携帯電話及びＢＷＡに係るもののみを記載すること。

４　「データ伝送役務」の欄は、携帯電話、ＢＷＡ等の区分の別に従い、レートベースの算定を分ける場合にあつては、当該区分ごとに分割すること。

５　「データ伝送交換機能」の欄は、第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第２項各号に掲げる部分の接続料（同項第３号に掲げる部分について、同令第13条第２項により算定する場合には、当該接続料を除く。）ごと、同項第３号に掲げる部分の接続料について、ＳＩＭカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、ＳＩＭカードの種類ごとに欄を分けて記載すること。